

# 令和元年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年6月6日(木) 13時30分から14時09分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理委員	7番	森安 正	11番	山崎 彰	
	1番	水田 義郎	2番	平山 則雄	3番 横山 実男
	4番	森田 良彦	6番	堤 昭雄	8番 宗石 和彦
	9番	西村 広幸	10番	西岡 久	12番 三木 克司
	13番	上島 陽子	14番	鍵山 佳広	15番 小松 和啓
	16番	三谷 富重	17番	山内 茂	18番 岡本 博臣

4. 欠席委員 (1名)

5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	使用貸借終了農地返還通知報告について
第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地主事	野島 和仁
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時30分)

皆さん、こんにちは。それぞれ、皆さん方大変お忙しい中をこうしてお集まりいただきましてありがとうございます。心配をしようとした雨の濁水もですね、今日杉田ダムも放流をしますし、結構水も増えてます。ただ山の方の農業をされておって水が不足しちゃう人についてはですね、まだ、ご苦労もあるかもわかりませんが、順調に田植えもできてるんじゃないかなあというふうな雰囲気では見させていただきました。

今日はただ今より、令和元年第6回めの会を進めたいと思いますのでよろしくお願いを致します。会に入ります前に、本日の議事録の署名人の指名をさせていただきますが、水田委員と平山委員にお願いを致しますのでよろしくお願

いをしたいと思います。なお、欠席届けが岡田委員から出ておりますけれども、岡田委員は順調に回復されておりました、今月には退院が出来るであろうというふうなお話を聞いております。それで来月は出席がいただけるものというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案に沿いまして順次、会を進めて参りたいと思いますので、第1号議案の農地法第3条の規定による申請につきましての説明をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いをします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字西岡2165番、地目は畑、面積は221㎡、外2筆、計3筆で合計面積808㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は8,871㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は1で10a当たり185,644円で総額150,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字西岡2178番、地目は畑、面積は99㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は8,871㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は2で10a当り101,010円で総額10,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

以上、議案第1号につきまして説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。

——質疑なし——

議長

無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長

はい、それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町下ノ村字石川與右エ門古屋廻り156番、地目は宅地、面積は418.01㎡の内397.07㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、

転用目的は一般個人住宅、転用事由は「実家から近距離であることから、近隣の住民とは顔見知りで生活しやすい場所で、子育てするにはアパート暮らしでは生活空間が手狭であることから計画しました。」ということです。農地区分は第1種農地、調査員は門脇推進委員で資料は3です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、10ha以上の

規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議長 この件につきましては、補足説明がありますので、門脇委員、よろしくお願  
いします。

推進委員 門脇です。5月の22日に事務局の公文君と業者側のもと立会いで確認させ  
(5番) ていただきました。別紙資料の3-1、写真がありますが、今は全部元々あつ  
た住宅倉庫を除けまして、更地の状態になっております。家を建てるにあつ  
ても、排水路等ちゃんと整備されてましてその辺から言うと問題はないかとい  
う判断をさせていただきました。

以上です。

議長 はい、有難うございました。それでは議案第2号農地法第5条についての説  
明がありましたので、この件につきまして皆さん方より、質問を受けたいと思  
いますが、何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませ  
んかね。

——異議なし——

議長 それでは議案2農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の  
方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号非農地証明願いつきましての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町神母ノ木字古告野125番口、地目は畑、面積は4  
89㎡、利用状況は農業用作業場、倉庫の敷地及び駐車場、申請人、  
、非農地化した理由は、平成15年1月より  
農業用の作業場・倉庫の敷地及び駐車場として利用し、現在に至っている。調査  
員は森田委員で資料は4です。

2番、申請地は土佐山田町字大道ノ西2123番7、地目は田、面積は150  
㎡、利用状況は宅地、申請人、  
、非農地化した理由は、平成元年頃に新築し、現在に至る。調査員は西岡委員で資料  
は5です。

3番、申請地は土佐山田町船谷字北上ミ野地90番1、地目は畑、農振区分は  
農用地、面積は388㎡、外3筆、計4筆で合計801㎡、利用状況は宅地、申  
請人、  
、非農地化した理由は、祖父  
の戸籍によると、昭和9年3月14日付けで  
として届出している。また、建物の保存登記も  
となっており、現在  
に至る。調査員は森田委員で資料は6です。

4番、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1849番20、地目は畑、面積は  
311㎡、利用状況は山林、申請人、  
、非農地化した理由は、昭和27年以前より、防風林として植林されており、

現在も山林状態である。調査員は西村委員で資料は7です。

5番、申請地は香北町日ノ御子字石川屋敷147番2、地目は畑、農振区分は農用地、面積は147㎡、外3筆、計4筆で合計634㎡、利用状況は宅地・作業場・風呂・物置、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、非農地化した理由は、当該申請地は、先代が昭和46年月日不詳頃から平成7年月日不詳にかけて、自己住宅・作業場・風呂・物置として利用し、その後私が相続し、現在に至っている。調査員は三谷委員で資料は8です。

6番、申請地は物部町仙頭字向イ1405番、地目は畑、農振区分は農用地、面積は148㎡、外1筆、計2筆で合計313㎡、利用状況は原野、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、非農地化した理由は、申請地はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXが管理していたが、XXXXXXXXXXが平成7年1月26日に死亡して以来、耕作放棄。原野化し、現在に至る。調査員は山崎委員で資料は9です。

以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたが、補足説明の1番と3番について森田委員よりよろしくをお願いします。

委員(4番) はい、それでは、補足になるかはわかりませんが、まずは片地のやっこねぎの作業場、1番でございますけれども、5月の9日の1時から現場へ確認に行きました。場所は片地の保育園の上でございます。前はやっこねぎの共同作業場として神母ノ木の県住の前でやっておりましたけれども、この資料の4-2の写真を見ていただいたらわかるように、前が駐車場に、この倉庫の建物の中でやっこねぎの共同作業場として今までやってきましたけれども、現在は作業は行っておりません。そういうことで、今回非農地の申請ということで確認をしてみました。

それと3番目、資料の6-2を見ていただいたら分ると思いますけれども、XXXXXXXXXXさんでございますけれども、6-2と6-3の写真でございますけれども、先程ご説明があったように当初から農地に住宅が建っておったということで早い話が、今度母屋の方を、多分娘さんがリフォームするという事の関係がありまして、今回非農地の申請ということで宅地に変更したいということで、確認をして参りました。同行していただきました事務局の公文係長の方から補足をお願い致します。

事 務 局 特にないですが、XXXXXXXXXXさんところは昭和27年以前の農地法以前からの建物が建っておるということで全く問題ありません。  
以上です。

議 長 はい、有難うございました。すいません、2番、西岡君。

委員(10番) 西岡です。資料の5-2の写真を見ていただきたいですが、平成元年頃に申請人の父親が住宅を新築しまして現在に至るようです。今回、売却をするようですのでそのための非農地証明ということで。写真を見ていただくように、周辺にも影響を及ぼすような状態では無いので特に問題はないと思われま  
す。  
以上です。

議 長 はい、有難うございます。すいません、4番、西村君、すいません。

委員(9番) 西村です。資料の7ですけど。前に、以前に2回ほど、皆さんにご審議していただいたところですが。同仁病院の南に100m位の上井川が、この黄色の枠の上段に、影になっちゅうところが、上井川が、この土地より5mくらい下に上井川

が流れています。その上井川の南側です。この黄色の枠は上井川を工事した時の土上げしたところの畑を、今度黄色の部分に分筆をしまして、ちょうどこの短辺になっちゅうところが法面になります。筆が一緒でしたので、今度この山林の竹とか檜、杉なんか、雑木なんかが生えてます。これはもう法面ですので、前は一筆登記なっちよたろうけんど、今度分筆して非農地にするということで、この木を切るか、切るかねと言うたら、切らんということで防風林の役目もしてますので問題はないと思います。

以上です。

議 長 はい、有難うございます。すいません、5番、三谷さん。

委員 (16番) 8-1, 2を見てもろうたらわかるけんど、4月の14日に確認に行ってきました。1の写真のところはまだ新しいけんど4のところを建て替えるということで今回農地になっちよった関係で資金を借りるとか、そういう関係で非農地にしたいということで、何ら問題はないと思ってます。

議 長 はい、それでは6番の山崎委員さん。

委員 (11番) はい、資料の9ですが、この土地は最初に3条の方できてました。自分と森田推進委員と現地を見に行きましたが、その時にはまだ幼木もあって農地とはよう認めんと。それとその1の写真にガードレールがあります。この道の分も分筆もできてないということで3条の方は取りあげてもらいました。今回、非農地ということで、でてきちゅうですが、写真を見た通り、木も切って整地もしているようですので周りにも影響は無いと思いますので問題はないと思います。

議 長 はい、非農地証明願いにつきまして、調査員の方から補足説明もありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。  
西村君、すまん、この7-2の写真、1の上段は太陽光をやるために整地をしちゅうということ。そういうことやね。

委員 (9番) 7-2の1の写真、今ユンボが入って平地みたいに、前は畑やったんですけど、平地みたいに現在なってます。今ユンボが停まってる前というか雑木林があるところ。7-2の2番の写真ですわね、右の端に小屋がありますわね、これは上井川の北側同仁病院の方向、ちょうどその小屋の左の、見えんですけど、下5mくらいが上井川になります。この写真で言うたら左側が①の写真のところ。

議 長 はい、わかりました。他に何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 質問格段無いようですので採決に入りたいとおもいますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第3号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。どうも有難うございました。

続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町加茂字玉岩1094番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,214㎡、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年12月1日、解約理由は風水害による耕作不能のためです。  
以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、ただ今より皆さん方より質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。加茂はこの間の大雨の時に浸かったところ、そうじゃない。

委員(14番) そうです。

議長 浸かったところか。はい。ご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。  
続きまして議案第5号使用貸借終了農地返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町新改字南ケ内1263番、地目は田、農振区分は農用地、面積は3,510㎡、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、終了年月日は平成31年4月30日、解約理由は 借人変更のためです。  
2番、申請地は香北町岩改字平972番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は565㎡、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、終了年月日は平成29年8月11日、解約理由は契約期間が満了したためです。  
以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 この件につきましても、ご質問が無ければですね、報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。  
それでは議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告についてですが、説明をお願いします

事務局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲り326番12、地目は田、面積は330㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造平屋建て1棟、資料は10で調査員

は事務局公文です。

以上です。

議 長 以上説明がありました。この件につきましては市街化区域内の農地ということですが、何か皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、質問はありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 格段質問が無いようですので、議案6号農地法第5条の規定による届出につきましては報告のみとさせて頂きたいと思えます。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります  
が、説明をお願いを致します。

事 務 局 議案第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についての補足説明を  
します。

議案書8ページからになります。貸借による利用権設定についての説明と  
なります。

1番から9番は、高知県農業公社の中間管理による貸借事業となります。

1番は、土佐山田町山田の農地7筆を借り受け、その後、                    さんに  
貸し付けることになっています。貸借権で期間は5年です。

9ページに移ります。2番、土佐山田町松本の農地5筆を、          が借り受け、  
その後、                    に貸し付けます。使用貸借権で期間は10年とな  
ります。

3番から9番は、香北町清爪3筆、香北町猪野々2筆、香北町永瀬7筆、香北  
町日比原、田12筆、畑1筆、計13筆を、          が借り受け、その後、            
          さんという方が柚子を作る予定となっております。貸借権で期間はそれぞ  
れ15年となります。

次に14ページにとびます。10番になります。再設定で、土佐山田町の畑3  
筆を、                    さんが借り受け、青ネギを栽培します。貸借権で期間  
は1年です。

11番が、再設定で土佐山田町新改の農地2筆を、同じく                    さん  
が借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は15年です。

次に15ページになります。12番、新規設定で土佐山田町新改の田2筆、畑  
3筆、合計5筆を同じく                    さん、弟さんが借り受け、水稻と青ネギを栽  
培します。使用貸借権で期間は15年です。

次に13番です。新規設定で、香北町西川の農地5筆を、同じく                      
          が借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は3年です。

続いて16ページになります。14番、新規設定で香北町永瀬、農地2筆を、  
同じ                    が借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は3  
年となります。

15番も、新規設定になります。香北町美良布の農地を、                    さんが  
借り受け、生姜を栽培します。貸借権で期間は3年となります。

次に17ページに移ります。16番、新規設定で、土佐山田町の農地を、同じ  
く                    さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年  
です。

17番、新規設定で土佐山田町中後入の農地を、同じく                    さんが借  
り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は1年となります。

続いて18ページになります。ご覧下さい。18番、新規設定で土佐山田町の  
農地を、                    さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は  
16年7ヶ月です。こちら期間が半端になっておりますが、今回3,993㎡の  
内、2,970㎡となっております。先に1,023㎡については平成28年1

月7日からということで利用権を結んでおきまして、そちらの終期と合わせるためこういった期間になっております。令和18年1月7日までの16年7ヶ月となります。

次に最後になります。19番、新規設定で香北町永野の農地を、  
さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年です。  
以上となります。

議 長 以上説明が終わりましたが、関係する委員がおりますので、  
退席をいただきまして、この件について先に審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

——— 委員退席 ———

議 長 ただ今より11番につきまして質問を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので11番について賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——— 委員入室 ———

議 長 続きまして、13番、さんが関係をしておりますので13番の案件をしたいと思っておりますので、さんすいませんが、退席をお願いします。

——— 委員退席 ———

議 長 13番の案件につきまして、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——— 委員入室 ———

議 長 それぞれ関する委員の案件につきましては賛成をいただきましたのでご報告を致します。

それでは全ての案件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

すいません、3番の案件のさんの件につきまして審議をしたいと思っておりますので、さん、すいません、退席をお願いします。



—— 委員退席 ——

議 長 すいません、3番の案件につきまして関係をしております、**■**さんがおいで  
ましたのでこの件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、  
何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思います。3番の案件につきまして  
賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

—— 委員入室 ——

議 長 関係をします委員さんの案件については全てご賛同をいただきましたので、  
ご報告をしておきます。

それでは全ての案件につきまして議案第7号の案件についてですね、質疑を  
行いたいと思いますのでご質問のある方は挙手をお願いをしたいと思います。

すみません、3番からあと、**■**さんという人が今度柚子を作られる  
と。全然、経験というかこっちでもうすでにやっておりますか。全くの初めてで  
すか。

委員（7番） 何か制度があつて1年間か勉強して植え付けして手入れをなかなか一生懸命  
やっております。そうして何か条件で、その周辺へ住所を写さなあいかんという  
ことで、近々清爪の古家を買って住所を移して命をかけてやるようです。

議 長 結構広い面積ですので、柚子が植わっちゃう農地は無いわけです、全然、柚子  
は全くこれから植えて。

委員（7番） いや、もう植わったのと。

議 長 大きい木もあるわけか。

委員（7番） 古い木っていうか成木も借りるようになってます。

議 長 はい。わかりました。他に何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようでしたらですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございま  
せんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります  
が、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。


—— 全 員 挙 手 ——

議	長	はい、どうも有難うございました。全員賛成です。有難うございました。その他の件について、事務局から何か有りますか。
事	務	無いです。
議	長	無いです。その他の件についてはですね、何も議題としては準備をしておりませんので、一応定例会の今日の与えられました議案については全てこれで終了させていただきます。 続きまして農用地利用の最適化推進委員の意見の交換を行いたいと思いますので、あの5分程度、休憩をとって始めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

閉会 (14時09分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 

署 名 人 平 山 則 雄 

署 名 人 水 田 義 郎 